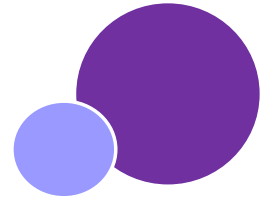




おくやみ手続きのご案内

▼ご遺族様の手続きの負担を軽減するため、主な手続きをご案内させていただきます。
(亡くなられた方の住所が益子町にあった場合)



				担当課
亡くなった方は世帯主でしたか	☐	世帯主が自動的に変更されています。新世帯主を変更する場合には手続きをしてください。 ・ 手続に必要なもの：運転免許証・マイナンバーカード等本人確認書類 (別世帯の方が手続する場合、委任状も必要です)		・ 町民くらし課 戸籍住民係 ☎72-8849
どの健康保険証をお使いでしたか	☐	社会保険 共済保険など	役場での手続は不要です。 関連の手続は加入する保険組合にお問合せください。	・ お勤め先など
	☐	国民健康保険	葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので手続をしてください。	・ 町民くらし課 国保年金係 ☎72-8848
	☐	後期高齢者医療制度	葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので手続をしてください。	
		高額療養費給付の受領を行うために、給付申立書を提出してください。	葬祭費の請求に必要なもの ・ 国民健康保険被保険者証 / 後期高齢者被保険者証 ・ 喪主、亡くなった方、葬祭日が分かるもの (埋火葬許可証、葬儀の領収書等) ・ 喪主の口座番号が分かるもの ※喪主以外が手続する場合：委任状 法定相続人代表者の方が申請者となります。口座番号がわかるものをお持ちください。	
年金はどちらにご加入でしたか	☐	国民年金	状況により手続が異なりますので、まずはお問合せください。 例：未支給年金の請求・死亡一時金・遺族基礎年金等 ※20歳未満で年金をもらっていた方も、お問合せください。	
	☐	厚生年金	年金事務所(宇都宮東年金事務所：☎028-683-3211)にお問合せください。	・ 年金事務所
次のものをお持ちでしたか	☐	マイナンバーカード	返納の手続きが必要です。(マイナンバーカードと窓口に来られる方の本人確認ができるものをお持ちください。)	・ 町民くらし課 戸籍住民係 ☎72-8849
	☐	印鑑登録証		
お持ちでしたら窓口 に返却してください	☐	国民健康保険証(世帯主が亡くなった場合は世帯全員分)・令和7年7月31日まで 限度額認定証(世帯主や所得区分の変更が伴う場合は世帯全員分) 後期高齢者医療保険者証・令和7年7月31日まで		・ 町民くらし課 国保年金係 ☎72-8848
	☐	子ども医療受給資格者証		・ 福祉子育て課 健康づくり係 (保健センター) ☎70-1121
	☐	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証		・ 高齢者支援課 介護保険係 ☎72-8852
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳		・ 福祉子育て課 福祉係 ☎72-8866
次の手当は 受給していましたか	☐	特別児童扶養手当、特別障害者手当、 重度心身障害者手当、難病患者手当	受給者の変更または資格喪失の手続が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。	
亡くなった方に児童 がいる、または児童 が亡くなった	☐	子ども医療費助成制度(高校生以下の児童)	子ども医療の手続が必要な場合があります。詳しくはお問合せください。	・ 福祉子育て課 健康づくり係 (保健センター) ☎70-1121
	☐	児童手当(高校生以下の児童)	受給者の変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場合があります。	・ 福祉子育て課 子育て支援係 ☎72-8865
	☐	児童扶養手当(高校生以下) ひとり親医療費助成制度 遺児手当	受給者の変更、資格喪失の届出、未払分の請求が必要な場合があります。 父親または母親の死亡により母子家庭または父子家庭となった場合、手当が請求できる場合があります。お問合せください。	
保育園・認定こども園に入園していましたか	☐	保育園・認定こども園に入園していた児童またはその保護者が亡くなった場合、届出が必要な場合があります。		

土地・家屋等の固定資産をお持ちでしたか	☐	固定資産税の相続手続き（名義変更）が必要です。登録されていない資産（登録されていない家屋等）		・税務課 資産税係 ☎72-8863
	☐	不動産の所有権移転登記の申請が必要です。登録されている資産（土地及び登記されている家屋）詳しくは法務局（宇都宮地方法務局真岡支局：☎0285-82-2279）へお問合せください。		・法務局
町県民税・国民健康保険税・軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が、かかっていましたか	☐	納税通知書の送付先となる相続人代表者を指定していただく届出が必要です。 ・町県民税はその年の1月1日（賦課期日）にお住まいの市町村で課税されます。そのため1月2日以降にお亡くなりになった場合もその年度の町県民税は納付いただくことになります。（月割りにすることはありません） ・国民健康保険税は死亡の前月までの分を納付していただくことになります。税額更正通知は、届出した月の翌月に世帯主あてに送付いたします。 ・軽自動車税については名義変更手続きが必要です。		・税 務 課 町民税係 ☎72-8832
バイクや軽自動車をお持ちでしたか	☐	原付・小型特殊自動車（農耕作業用含む）	廃車・名義変更手続きが必要です。標識交付証明書をお持ちください。 ※廃車の場合はナンバープレート、相続人以外に名義変更する場合は譲渡証明書をお持ちください。	
	☐	排気量が125cc以上の二輪軽自動車	栃木陸運支局（☎050-5540-2019）へお問合せください。	・栃木県運輸支局
	☐	四輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所（☎050-3816-3107）へお問合せください。	・軽自動車検査協会
犬を飼っていましたか	☐	犬の登録事項変更手続きが必要です。状況により手続き方法が異なりますのでお問合せください。		・町 民 く ら し 課 環境係 ☎ 72-8101
農業者年金受給者（加入者）でしたか	☐	農業者年金受給者（加入者）がなくなった場合には届出が必要です。亡くなった方の戸籍の全部事項証明、亡くなった方と請求者の関係がわかる証明をお持ちください。		・農 政 課 農地係 （農業委員会事務局） ☎72-8837
農地の相続はありましたか	☐	相続等で農地を取得した場合には届出が必要です。詳しくはお問合せください。		
森林所有者でしたか	☐	森林を所有している方が亡くなった場合、所有者変更の届出が必要です。相続完了後に全部事項証明書（土地の登記簿謄本）をお持ちください。		・農 政 課 農 村 整 備 係 ☎72-8835

◇その他のご案内

▼住民票(除票)・戸籍謄本等の交付請求について

- ・住民票(除票)の請求先：故人の住所地の市区町村
 - ・戸籍謄本等の請求先：故人の本籍地の市区町村
- ※令和6年（2024年）3月1日以降は、戸籍謄本等が最寄りの市区町村で取得できる場合があります。
詳細については、益子町ホームページをご覧ください。

死亡届後、故人の証明書が発行できるまでには時間がかかる場合があります。

▼死亡届後、故人の証明書が発行できるまでの期間（目安）

証明書	期間（目安）	
住民票(除票) ※故人のマイナンバーは記載できません	故人の住所が益子町で、死亡届を益子町に提出	即日 （休日に提出の場合は、翌開庁日）
	上記以外	1～2週間程度
戸籍謄本等	故人の本籍が益子で、死亡届を益子町に提出	1週間程度
	上記以外	2～3週間程度

▼故人の証明書を取得できる方

証明書	取得できる方 （取得の際は本人確認書類が必要です）
住民票(除票)	・利害関係人※
戸籍謄本等	・配偶者・直系血族（父母や子、孫など） ・故人と同一戸籍に記載されている方 ・利害関係人※

▼死亡届の提出

・死亡届の他に、戸籍の除籍や住民票の除票を行う手続は必要ありません。

死亡届を提出いただきますと、戸籍や住民票にはその旨が記載されます。本籍地や住所地以外の市区町村に死亡届を提出した場合も、提出地から関連する市区町村に通知されます。

・死亡届を提出したかどうか分からないとき

死亡届を預けた代理人の方(葬祭業者等)にお問合せください。
火葬には、死亡届を提出し火葬許可証を取得する必要がありますので、火葬がお済みの方については原則死亡届は提出されています。

▼死亡届記載事項証明書(死亡届の写し)について

年金・保険金請求の際の添付書類として、死亡届記載事項証明書(死亡届の写し)を請求する場合、法令等で提出が義務付けられているとき以外は、原則として証明書を交付できませんので、ご注意ください。

▼土地・建物の相続があるとき:相続登記

土地や建物などの不動産の相続が発生した場合、相続登記が必要です。相続登記をしないままにすると、様々な問題が発生するおそれがあります。なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。また、相続手続に活用できる「法定相続情報証明制度」があります。

* 詳細は宇都宮地方法務局真岡支局(0285-82-2436)にご相談ください。

- ※ 左記の方以外は、別途書類の提出が必要な場合、または取得できない場合があります。
- ※ 利害関係人とは、自己の権利行使や義務履行のために必要な方や、官公庁へ提出が必要な方のことです。利害関係人であることを示す資料の提示が必要な場合があります。

